

令和 2 年 度

主 要 事 務 事 業

都市整備常任委員会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業の表記方法等について

区は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区内の事業活動や区民生活を支える緊急対策に取り組むとともに、財源不足への対応として、事務事業の緊急見直しを行っている。

本文において、緊急対策事業、緊急見直し対象事業については、以下のとおり、どの事業が対象か分かるように表記している。

○緊急対策として新規・拡充する事務事業　：　【緊急対策事業】と表記する。

○休止・先送り・規模縮小等の見直し対象事務事業　：　【緊急見直し対象事業】と表記する。

なお、本文では、現時点での事務事業の内容及び手法を記載しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを想定し、厳しい社会環境の中で、今後も緊急対策及び事務事業の緊急見直しを継続的に実施していく。また、事務事業を従来どおりに継続することを前提とせず、事業のあり方や手法をどう変えていくかなど、本質的な見直しを行っていく。

予算は、当初予算額を記載。（休止等がある場合も減額せず当初予算額を記載）

新型コロナウイルス感染症対策に関する事務事業 一覧表

基本計画重点政策	事業名 (* = 新実施計画事業を構成する事業等)	緊急見直し対象事業
高齢者・障害者等の在宅生活を 支え、孤立させないための地域 包括ケアシステムと住まい	* 様々な住まいづくりと居住支援	25, 27, 28
	* 木造住宅密集地域の解消	
安全で災害に強いまちづくり	* 建築物の耐震化の促進	
	* 狭あい道路の拡幅整備	
	* 豪雨対策の推進	62, 63
	* 公園・緑地の計画的な整備	
	* 道路ネットワークの計画的な整備	58, 59, 60, 63, 64
	都市復興プログラム実践訓練	24, 25
	地先道路の整備	
	がけ・擁壁等防災対策	
	空家等の対策	48
	駅周辺街づくりの推進	10, 11, 49
	建築安全関連事務	
	水防対策	
	歩きやすい道路環境の整備	
	自然の恵みを活かして小さなエ ネルギーで暮らす豊かなまちの 実現	* 世田谷らしいみどりの保全・創出
エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備		

基本計画重点政策	事業名 (* = 新実施計画事業を構成する事業 等)	緊急見直し対象事業
豊かなコミュニティ活動の発展 と住民自治の推進	* 地区街づくりの推進	12, 13, 14, 15, 16, 29
	土地区画整理	30
	ユニバーサルデザインのまちづくり	31, 33
	拠点まちづくりの促進	
	街づくり条例による誘導	
	良好な民間住宅等の誘導	
	外かく環状道路周辺街づくり	20
	建築行政関連事務	
	地籍調査事業	61
基本計画分野別政策に基づく取 組み	* 魅力ある風景づくりの推進	35, 36, 37
	* 魅力あるにぎわいの拠点づくり	22, 39, 40
	* 無電柱化の推進	
	* 公共交通環境の整備	
	* 連続立体交差事業等による安全安心 の拠点づくり	23
行政経営改革の取組み	* 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進	
	* うままちプロジェクト(馬事公苑界わい魅力向上の取組み)	38
	* クラウドファンディングの活用	
	* 公園を活用した税外収入の確保	
公共施設等総合管理計画に 基づく取組み	* 舗装更新計画に基づく取組み	69
	* 公園等長寿命化改修計画に基づく取組み	55
	* 橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組 み	

都市整備領域

新実施計画（後期）の推進

基本計画重点政策に基づく取組み 1 ページ

基本計画分野別政策に基づく取組み 2 ページ
行政経営改革の取組み

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備領域

区分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	新実施計画（後期）の推進	「新実施計画（後期）平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度）」の目標達成に向けて、都市整備領域に関連する基本計画重点政策に基づく取組み、基本計画分野別政策に基づく取組み、行政経営改革の取組みを着実に推進する。		<p>新実施計画(後期)事業については、令和元年度の水準で実施することを原則とし、休止、先送り、事業規模の縮小等の見直しを図る。</p> <p>1. 基本計画重点政策に基づく取組み</p> <p>(1) 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な住まいづくりと居住支援 <p>(2) 安全で災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅密集地域の解消 ・ 建築物の耐震化の促進 ・ 狭あい道路拡幅整備の促進 ・ 豪雨対策の推進 ・ 公園・緑地の計画的な整備 ・ 道路ネットワークの計画的な整備 <p>(3) 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世田谷らしいみどりの保全・創出 <p>(4) 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区街づくりの推進

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備領域

区分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
				<p>2．基本計画分野別政策に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある風景づくりの推進 ・魅力あるにぎわいの拠点づくり ・無電柱化の推進 ・公共交通環境の整備 ・連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり <p>3．行政経営改革の取組み</p> <p>(1) 行政経営改革10の視点に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 ・うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み） ・クラウドファンディングの活用 ・公園を活用した税外収入の確保 <p>(2) 公共施設等総合管理計画に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等長寿命化改修計画に基づく取組み ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み

各総合支所街づくり課

北沢総合支所拠点整備担当課

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	安全で災害に強いまちづくり * 木造住宅密集地域の解消 （世田谷街づくり課） （北 沢街づくり課）	密集事業 木造住宅密集地域において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを推進する。	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金（（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路や公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の建替え費用助成などにより、建築物の不燃化を推進する。 ・ 住宅市街地総合整備事業を実施している区役所北部地区、世田谷・若林地区、太子堂・三宿地区、太子堂四丁目地区、北沢三・四丁目地区、北沢五丁目・大原一丁目地区、豪徳寺駅周辺地区については、令和 2 年度で事業期間が終了することから、事業評価を行う。 ・ 建替えに伴い用地買収する路線を中心に、木造密集地域の危険性や防災に関する啓発・情報提供を行うなど、災害に強い基盤整備に向けた防災街づくりの機運醸成を図る。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		世田谷街づくり課 ・ 区役所北部地区 ・ 世田谷・若林地区 用地取得 3 件 ・ 太子堂・三宿地区 ・ 太子堂四丁目地区 北沢街づくり課 ・ 北沢三・四丁目地区 用地取得 1 件 ・ 北沢五丁目・大原一丁目地区	千円 111,947 24,093	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所北部地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ・ 世田谷・若林地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ➢ 道路整備に向けた調査、用地取得交渉を行う。 ・ 太子堂・三宿地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ➢ 三太通りにおいて、用地測量・補償調査・用地取得交渉を行う。 ➢ 道路整備を見据えた道路設計・築造のための調整を行う。 ・ 太子堂四丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ・ 北沢三・四丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ➢ 茶沢通り A・C 区間において、用地測量・補償調査・用地取得を行う。 ・ 北沢五丁目・大原一丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ➢ 鎌倉通りでは、建替えに合わせた用地取得交渉を行う。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<ul style="list-style-type: none"> ・豪徳寺駅周辺地区 用地取得 1件 都市防災不燃化促進事業 広域避難場所（国士舘大学 一帯）周辺地区において、建 築物の不燃化を推進すること により、避難場所を含む周辺 地区の安全を確保する。 世田谷街づくり課 ・国士舘大学一帯周辺地区 地区防災不燃化促進事業 不燃化特区内の防災生活道 路の整備と当該道路沿道建築 物の不燃化を加速する。 （令和 2 年度まで） 世田谷街づくり課 ・区役所周辺地区（区役所北部 地区、世田谷・若林地区） 	<p>千円</p> <p>27,181</p> <p>987</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豪徳寺駅周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業期間終了に伴う事業評価を行う。 ➤ 整備道路 1 号において、用地測量・補償 調査・用地取得を行う。 ➤ 公園整備に向けた用地取得交渉を行う。 ・広域避難場所（国士舘大学一帯）周辺地区の 外周から 1 2 0 m の区域において、国の社会 資本整備総合交付金（（都市防災総合推進事 業（都市防災不燃化促進事業））及び東京都 都市防災不燃化促進事業補助金を活用し、老 朽木造建築物の建替え等の費用助成により、 建築物の不燃化を推進する。 ・不燃化特区地区内の特定の防災生活道路沿道 で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金を 活用し、「道路拡幅に協力すること」を要件 として、老朽木造建築物の建替えを行う場合 に、建替え工事費用の一部を助成すること で、道路の整備と沿道建築物の不燃化を推進 する。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地先道路の整備 （各街づくり課）	北沢街づくり課 ・北沢三・四丁目地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ・区役所周辺地区（豪徳寺 駅周辺地区）	千円 463,057	せたがや道づくりプラン及び各地区の地先道路整備計画に基づき、防災性の向上や危険箇所の局所改良を図るため、地先道路整備を推進する。 ・東鉄 9 付 4 号線及び 5 号線について、用地取得交渉を進めるとともに、道路整備に向けた設計・調整を行う。 委託業者への調査・補償交渉委託により、地先道路の整備を推進する。（茶沢通り B 区間、東鉄 10 付 9 号線） 京王線連続立体交差事業を契機として、にぎわいの創出や防災広場機能を併せ持った駅前広場の用地取得交渉を行う。（下高井戸駅）
		世田谷街づくり課 用地取得 3 件	37,861	
		北沢街づくり課 用地取得 3 件	109,353	

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		北沢拠点整備担当課 用地取得 1 件	千円 177,933	<ul style="list-style-type: none"> ・小田急線上部利用にあわせて、防災広場機能を併せ持った駅前広場や、周辺地先道路の用地取得を行う（世田谷代田駅）。
		玉川街づくり課 用地取得 2 件	51,445	<ul style="list-style-type: none"> ・玉川三丁目地区主要区画道路 C 関係部署と連携して既買収地の早期整備を図るとともに、今後も継続して国費を導入し、地権者の方々には道路事業への理解を得られるように用地買収交渉を進める。 ・奥沢三丁目 3 3 番先奥沢駅前道路拡幅事業 外部委託機関や関係機関との連携を強化し、再来年度の国費導入に合わせた世田谷区土地開発公社による道路用地買収を図る。併せて道路整備に向けた関係機関や地元住民との調整も順次行いながら事業期間内の完成を目指す。 ・瀬田五丁目地先道路新設拡幅整備事業 年度内の契約締結を目指し、関係部署と連携して地権者との用地交渉を進める。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		砧街づくり課 用地取得 5 件	千円 446,698	<ul style="list-style-type: none"> ・大蔵地区は、地区計画に基づき区画道路の用地取得を行う。事業を推進するため、国の社会資本整備総合交付金（密集市街地防災事業、住宅市街地総合整備事業）を活用する。 ・その他の地先道路についても、計画に基づき順次取得を進める。
		烏山街づくり課 用地取得 3 件	81,518	<ul style="list-style-type: none"> ・粕谷二丁目 狭あいな通学路の拡幅に向け、用地取得を行う。 ・北烏山四丁目（下本宿通り） せたがや道づくりプランに歩道整備を位置づけており、歩道環境の整備に向け用地取得を行う。 ・八幡山三丁目 地区計画の区画道路の新設に向け、必要な調査を行う。 ・上祖師谷二丁目 1 5（南側） 畦畔と交換による道路用地を整備し、引き続き狭あいな通学路の拡幅及び行き止まり解消に向け必要な調査等を行う。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>駅周辺街づくりの推進 （世田谷街づくり課） （北 沢街づくり課） （ 砧 街づくり課）</p>	<p>小田急線及び京王線連続立体交差事業を契機とする駅周辺地区街づくり 駅周辺地区において、交通結節機能の強化や快適な歩行空間の確保、防災性の向上や商業・業務機能の活性化を促進し、地域生活拠点に相応しい街づくりを推進する。</p> <p>世田谷街づくり課 ・千歳船橋駅周辺地区街づくり側道等の事業推進</p> <p>北沢街づくり課 ・明大前駅周辺地区街づくり事業の推進</p>	8,802	<p>・上祖師谷七丁目（第一生命グラウンド）広域避難場所、緑の拠点へのアクセス道路の整備に向け、必要な調査を行う</p> <p>国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））等を活用し、各駅周辺地区の地区街づくり計画等に基づく駅前広場、区画道路、公園等の整備を進める。</p> <p>・東鉄 9 付 4 号線及び 5 号線において、用地取得を進める。</p> <p>【緊急見直し対象事業】 京王線連続立体交差事業の動向を踏まえ、明大前駅周辺の歩行者導線等について、整理検討する。（工程見直し）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		砧街づくり課 ・千歳船橋駅周辺地区 街づくり側道等の事業推進及び新防火区域の指定 ・祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 駅前広場整備及び小広場の整備 ・成城学園前駅周辺地区 駅周辺街づくりの推進	千円 20,812 7,149	・東鉄 9 付 5 号線の用地取得を進める。また、地区内小広場の整備にあたっては、用地取得に向けた測量を行う。 【緊急見直し対象事業】 ・東京都建築安全条例に基づく新防火規制区域として指定する。（延期） ・地区街づくり計画に基づき、駅前広場整備に関する住民周知や街づくり側道での小広場整備を進める。また、駅南側祖師谷通りの無電柱化の検討を行う。 ・砧総合支所周辺道路整備、成城学園前駅北側商店街通り整備について、土木部と連携し、事業を推進する。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年 度 事 業 (目 標)	2 年 度 当 初 予 算	事務事業の内容及び手法																																								
	<p>豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進 * 地区街づくりの推進 (各街づくり課)</p>	<p>地域の特性に応じた良好な市街地を形成するため、地区街づくり計画及び地区計画(以下、「地区計画等」という。)を活用した街づくりを推進する。</p>	千円	<p>地区特性に応じた良好な市街地を形成するため、地区計画等の策定及び街づくり誘導地区の指定を行う。これらの地区では、都市計画法及び街づくり条例に基づく届出、協議、勧告等により良好な建替えを誘導するとともに、区画道路等の地区施設の整備を進める。地区計画等(策定済み地区)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区計画</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>防災街区整備地区計画</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>沿道地区計画</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)</td> <td style="text-align: center;">25 (23)</td> <td style="text-align: center;">15 (15)</td> <td style="text-align: center;">18 (17)</td> <td style="text-align: center;">33 (28)</td> <td style="text-align: center;">26 (18)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">令和元年度届出件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">369</td> <td style="text-align: center;">394</td> <td style="text-align: center;">83</td> <td style="text-align: center;">470</td> <td style="text-align: center;">243</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急見直し対象事業】 ・地域住民との街づくり懇談会等を実施し、地区街づくり計画策定に向けた検討を行う。</p> <p>(見直し事業) ・地区計画等策定に係る業務委託(一部延期) (P.13～16の についても同様)</p>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地区計画	11	8	11	27	19	防災街区整備地区計画	2	2	0	0	0	沿道地区計画	6	3	6	4	3	地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	25 (23)	15 (15)	18 (17)	33 (28)	26 (18)	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	369	394	83	470	243
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																																							
地区計画	11	8	11	27	19																																							
防災街区整備地区計画	2	2	0	0	0																																							
沿道地区計画	6	3	6	4	3																																							
地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	25 (23)	15 (15)	18 (17)	33 (28)	26 (18)																																							
世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																																								
369	394	83	470	243																																								
		世田谷街づくり課 ・太子堂五丁目・若林二丁目地区 地区街づくり計画の検討	8,661																																									

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円 23,507	事務事業の内容及び手法
		北沢街づくり課 ・代田地区 地区街づくり計画の策定 に向けた検討 ・代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画の実現 に向けた活動の支援 ・明大前駅周辺地区 地区街づくり計画の実現 に向けた活動の支援 ・明大前駅北東側地区 地区計画策定に向けた検 討 ・下高井戸駅周辺地区 地区計画等の策定に向け た検討 ・桜上水駅周辺地区 地区街づくり計画の実現 に向けた活動の支援	千円 23,507	<ul style="list-style-type: none"> ・代田地区全体（1～6丁目）を対象とした街づくり協議会の活動に必要な支援を行い、地区街づくり計画の策定に向けた検討に取り組む。 ・地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 ・地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 <p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京王線連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺の魅力ある商業環境を形成するため、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 <p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京王線連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺の魅力ある商業環境を形成するため、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 ・地区街づくり計画の実現に向け、街づくり協議会の活動に必要な支援を行う。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<ul style="list-style-type: none"> ・放射 2 3 号線沿道地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・補助 2 6 号線沿道地区 地区計画等の策定に向けた検討 玉川街づくり課 ・上用賀一丁目地区 地区計画等策定（変更） を目指した取り組み ・奥沢駅・自由が丘駅周辺地区及び玉川田園調布地区における地区計画原案等作成の検討 ・二子玉川地区 エリアマネジメント活動の支援 	1,881	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射 2 3 号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、街づくり懇談会等を開催し、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 【緊急見直し対象事業】 ・補助 2 6 号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、街づくり懇談会を開催し、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 【緊急見直し対象事業】 ・都市計画法第 1 7 条公告・縦覧の手続きを進め、地区計画等の策定（変更）を行う。 ・原案作成に向けた検討のための現状調査や勉強会などの街づくり協議会の活動に対し、専門家派遣や協議会経費助成等の必要な支援を行っていく。 ・二子玉川地区においては、地域住民と事業者が協働して、良好な環境や価値を維持・向上させるための主体的な取り組みであるエリアマネジメント活動に対し、必要な支援を行っていく。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年 度 事 業 (目 標)	2 年 度 当 初 予 算	事 務 事 業 の 内 容 及 び 手 法
		<ul style="list-style-type: none"> ・「二子玉川まちづくりへの基本的考え方(まちづくり基本方針)」の改定 	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備方針等、現在の区の上位方針と整合性を図る。再開発も完了し、二子玉川駅の周辺で進められている整備等を含め、広域的な視点からまちづくりを検討するため、まちづくり基本方針の改定に取り組む。
		砧街づくり課 <ul style="list-style-type: none"> ・祖師谷二丁目周辺地区 一団地の住宅施設の廃止及び地区計画等策定に向けた検討 	20,525	【緊急見直し対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・公社団地建替えに併せ、一団地の住宅施設の廃止や良好な住環境の形成を目的とした地区計画等の検討に継続して取り組む。
		<ul style="list-style-type: none"> ・東名ジャンクション周辺地区 地区計画等策定に向けた検討 		【緊急見直し対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画(原案)説明会等を開催し、都市計画法第16条縦覧等の都市計画法上の手続きを進め、地区計画等の策定に取り組む。
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助216号線(大蔵期) 沿道地区地区計画等策定に向けた検討【新規】 		【緊急見直し対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・補助216号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用の実現と後背地の住環境を維持するため、地区計画等の策定に向けて検討する。
		烏山街づくり課 <ul style="list-style-type: none"> ・千歳烏山駅周辺地区 地区計画等策定に向けた検討 	29,890	【緊急見直し対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年策定の千歳烏山駅周辺街づくり構想の実現に向け、素案説明会および案説明会を実施するなど、地区計画等の策定に取り組む。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	ユニバーサルデザインの まちづくり (各街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・北烏山二・三丁目地区 一団地の住宅施設の廃止 及び地区計画等策定に向け た検討 ・上祖師谷二丁目補助 5 4 号 線沿道地区 地区計画等策定に向けた 検討 <p style="text-align: center;">ユニバーサルデザイン生活 環境整備の推進のため、既存 の民間施設の生活環境の整備 を図る。</p> <p style="text-align: center;">ユニバーサルデザイン環境 整備推進地区の取組みを進め る。</p>	千円	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社団地（一部分譲含む）の建替えを契機とした街 づくりに向け、意見交換会および素案説明会を実施 するなど、地区計画等の策定に取り組む。 <p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助 5 4 号線の整備に併せ、沿道の適正な土地利用 の誘導に向け、意見交換会や素案説明会を実施する など地区計画等の策定に取り組む。 <p style="text-align: center;">ユニバーサルデザインを推進するため、小規模店舗 等の既存民間建築物の出入口やトイレの改善を促進す るよう、その経費の一部を補助する。また、商店や商 店街等を対象としたベンチ設置費用の助成を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．小規模店舗等助成 2．ベンチ設置に対する助成 <p style="text-align: center;">まちなかの座れる場所やトイレ等、気軽に出歩きた くなるまちの情報発信に取り組み、ユニバーサルデザ インの普及啓発を推進する。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年 度 事 業 (目 標)	2 年 度 当 初 予 算	事務事業の内容及び手法																								
	<p>拠点まちづくりの促進 (北沢街づくり課) (北沢拠点整備担当課)</p> <p>街づくり条例による誘導 (各街づくり課)</p>	<p>・小田急線沿線街づくりの促進 小田急線上部利用施設整備等の「北沢デザインガイド」によるデザイン調整 「北沢PR戦略会議」による地域活動の支援</p> <p>街づくり条例による適正な土地利用および良好な建築計画の誘導を図る。</p>	<p>千円 8,117</p>	<p>・小田急線上部の通路、緑地・小広場等について、地域との連携・協力のもと、統一感のあるデザインを目指し、関係機関との調整の上、施設の計画及び整備を促進し、魅力ある空間の創出及び周辺街づくりとの調和を目指す。</p> <p>新たな施設を地域住民が活用し、沿線周辺のまちの魅力を高める活動を検討、実践する場として「北沢PR戦略会議」を開催し、地域活動を支援する。</p> <p>街づくり条例の各制度により、きめ細かな地区の街づくりを進める。また、大規模な土地取引(3,000㎡以上)にあたり区の方針等を伝えるとともに、大規模な建築(敷地面積3,000㎡以上または延床面積5,000㎡以上)の際には区民と事業者の意見を調整し、適切な土地利用や良好な建築計画の誘導に取り組む。</p> <p style="text-align: center;">令和元年度実績(件数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導指針の策定</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>大規模土地取引行為の届出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>建築構想の届出</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	誘導指針の策定	0	0	0	0	1	大規模土地取引行為の届出	0	0	4	1	3	建築構想の届出	3	4	6	2	2
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																							
誘導指針の策定	0	0	0	0	1																							
大規模土地取引行為の届出	0	0	4	1	3																							
建築構想の届出	3	4	6	2	2																							

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年 度 事 業 (目 標)	2 年 度 当 初 予 算	事 務 事 業 の 内 容 及 び 手 法										
	良好な民間住宅等の誘導 (各街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に係る住環境の整備指導 集合住宅、ワンルームマンション、特定商業施設、長屋の建築計画に対し、良好な住環境の維持向上を目指して適切な指導・誘導を行う。 	千円	<p>一定規模以上の集合住宅等建築物（計画戸数20戸または延べ面積1,500㎡）ワンルームマンション建築物、特定商業施設（店舗面積の合計500㎡）長屋の建築計画を対象に、地域の環境に調和した良好な住環境の維持・向上を図るため、住環境整備条例に基づく届出書の受理に合わせ、整備基準を遵守するよう指導する。</p> <p>令和元年度届出（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>19</td> <td>28</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	29	19	28	9	14
世田谷	北沢	玉川	砧	烏山										
29	19	28	9	14										

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業 (目標)	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法																		
	(各街づくり課)	<p>・緑化の指導 みどりの基本条例及び都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入により、宅地などの緑化を促進する。</p>		<p>敷地面積 1 5 0 m²以上の建築行為及び自動車駐車場の設置、区域面積 5 0 0 m²以上の開発行為を対象に、「みどりの基本条例」の緑化基準に基づき、敷地内の緑化を推進するよう指導する。 国分寺崖線保全重点地区については、緑化率を 2 割増、風致地区区域については、緑化率を 1 割増として、積極的にみどりの保全を図る。 あわせて、都市緑地法に基づく緑化地域制度により、敷地面積が 3 0 0 m²以上の建築物の建築行為を対象に緑化を法的規制として指導する。 令和元年度届出 (件数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>世田谷</td> <td>北沢</td> <td>玉川</td> <td>砧</td> <td>烏山</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td>170</td> <td>179</td> <td>227</td> <td>153</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>(うち緑化地域)</td> <td>(63)</td> <td>(49)</td> <td>(77)</td> <td>(47)</td> <td>(33)</td> </tr> </table>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	届出件数	170	179	227	153	113	(うち緑化地域)	(63)	(49)	(77)	(47)	(33)
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																	
届出件数	170	179	227	153	113																	
(うち緑化地域)	(63)	(49)	(77)	(47)	(33)																	
	(玉川街づくり課) (砧街づくり課)	<p>・風致地区内の建築行為や宅地造成行為等への指導 東京都風致地区条例に基づき都市の風致を維持していく。</p>		<p>第一種及び第二種風致地区において、その地区内での建築物等の新築、改築、増築、移転及び木竹の伐採、宅地造成その他の土地区画形質の変更などの行為の制限を行う。 平成 3 0 年度実績 (件数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>玉川</td> <td>砧</td> </tr> <tr> <td>事前相談</td> <td>22</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>許 可</td> <td>123</td> <td>280</td> </tr> </table>		玉川	砧	事前相談	22	19	許 可	123	280									
	玉川	砧																				
事前相談	22	19																				
許 可	123	280																				

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>外かく環状道路周辺街づくり （砧街づくり課） （烏山街づくり課）</p>	<p>砧街づくり課 東名ジャンクション周辺地区街づくりの推進</p> <p>烏山街づくり課 中央ジャンクション周辺地区の街づくり</p>	<p>千円 7,504</p>	<p>【緊急見直し対象事業】 地区計画（原案）説明会等を開催し、都市計画法第16条縦覧等の都市計画法上の手続きを進める。 東名ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、関係機関等と協議を重ね、上部空間等利用計画の作成に向け、引き続き利用可能区域等の明確化を図るとともに、外環事業の進捗を踏まえたスケジュールを定める。</p> <p>（見直し内容） 地区計画等策定に係る業務委託（一部延期）</p> <p>中央ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、外かく環状道路事業の進捗を踏まえ、隣接する三鷹市、調布市と連携しながら検討を行う。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法						
	<p>基本計画分野別政策に基づく取り組み * 魅力ある風景づくりの推進 (各街づくり課)</p>	<p>風景づくりの推進 地域の歴史や文化、自然を育み、区民生活に根付いた魅力ある都市景観の形成に向け、風景づくり条例に基づき、区民、事業者とともに街づくり手法等を用いて、風景づくりを推進する。</p>		<p>界わい宣言の登録がされている付近で建設行為等がある場合は、事業者へ宣言の内容を周知し、配慮を促していく。 「界わい宣言」の登録済地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">玉川</td> <td>・瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 ・奥沢・土とみどりの街づくり宣言</td> </tr> <tr> <td>砧</td> <td>・成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言</td> </tr> <tr> <td>烏山</td> <td>・上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言</td> </tr> </table>	玉川	・瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 ・奥沢・土とみどりの街づくり宣言	砧	・成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言	烏山	・上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言
玉川	・瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 ・奥沢・土とみどりの街づくり宣言									
砧	・成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言									
烏山	・上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言									
	<p>* 魅力あるにぎわいの拠点づくり 三軒茶屋駅周辺地区街づくりの推進【新規】 (世田谷街づくり課) (市街地整備課)</p>	<p>三軒茶屋駅周辺において、三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針に基づき街づくりを進めることにより、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進する。</p>	<p>28,834 (うち執行委任) 24,984</p>							

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	* 連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり (北沢拠点整備担当課)	<p>小田急線上部利用施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷代田駅東側エリア ・その他地区 <p style="text-align: center;">（実施設計、事業委託等）</p> <p>下北沢駅アクセス道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得面積 約266m² 	<p>千円</p> <p>1,012,180</p>	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差事業等により生じた上部を利用し、防災・みどりを基軸とした、広域生活・文化拠点である下北沢駅周辺にふさわしい、安全・安心の拠点づくりを進める。</p> <p>今年度は、世田谷代田駅東側エリアについて、鉄道事業者及び関係事業所管課等と調整し、通路・緑地を整備する。</p> <p>また、下北沢駅南西口西側区間について、鉄道事業者による立体緑地機能を有する施設整備に合わせ、暫定形態での通路整備を行う。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷代田小緑地実施設計委託（延期） ・上部通路整備延期による上部通路賃貸料（延期） <p>[下北沢駅南西口～鎌倉通り区間及び補54号～茶沢通り区間]</p> <p>京王井の頭線の高架化工事の完了に伴い、茶沢通りから下北沢駅（世田谷区画街路第10号線）へのアクセス道路の整備を行う。</p> <p>施設整備にあっては、補助制度を活用し整備する。 国：社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）</p>

都市整備政策部

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	安全で災害に強いまちづくり 都市復興プログラム実践 訓練 （都市計画課）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市復興に関する職員の理解促進や実務能力の向上、地域住民との協働による復興街づくりの推進を目的とした復興まちづくり訓練の実施（令和 3 年度予定）に向け必要な準備を進める。 ・東京都震災復興マニュアルの改定（令和 2 年度予定）に合わせ、都市復興プログラムの改定（令和 3 年度予定）を進める。 	千円 13,355	【緊急見直し対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練については、前年度に実施した職員向け訓練の検証結果を踏まえた改善を図り、更に区民参加型のより実践的かつ効果的な取り組みとして次年度着実に実施できるよう内容検討等の事前準備を進める。 （見直し内容） <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興プログラム実践訓練（規模縮小） 【緊急見直し対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興プログラムの改定にあたっては、前年度に整理した改定の方向性や視点等を踏まえながら、東京都の改定マニュアルや世田谷区防災街づくり基本方針等との整合も図り、庁内関係所管と連携のもと専門家からの参考意見の聴取等を行い、進める。 （見直し内容） <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興プログラム（改定版）の版下作成（延期）

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい * 様々な住まいづくりと居住支援</p>	<p>・世田谷区防災街づくり基本方針で示されている復興街づくりの基本的な考え方を踏まえ、被災後の円滑な復興事業を見据えた事前の準備を進める。</p>		<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>・震災発生後の都市復興基本計画策定の際に必要な、火災危険度が高い市街地を対象とした事前の復興基礎データを作成する。（延期）</p>
	<p>環境配慮型住宅リノベーションの推進 （居住支援課）</p>	<p>環境に配慮した住宅の機能の維持向上 助成件数 150件</p>	20,000	<p>・省エネ等、環境に配慮した住宅改修への啓発を図るため、補助事業を実施する。</p>
	<p>空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営 （居住支援課）</p>	<p>区内空き家等の公益的な活用の推進</p>	25,078	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>・第三次住宅整備後期方針の重点プロジェクトの一つである「空き家等地域貢献活用相談窓口」を運営し、区内空き家等の公益的な活用の推進に取り組む。活用企画を募集、公開審査し活用を区民に周知する。</p> <p>（見直し内容）</p> <p>・空き家等地域貢献活用助成金（規模縮小） 2件 1件</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公的住宅維持運営 (住宅管理課)	住まい・まち学習 6回	千円 59	区民の主体的な住まいづくりを支援するため、セミナー、マンション管理講座等、学習の機会を提供する。
		住宅セーフティネット制度 活用助成 7戸	3,360	新たな住宅セーフティネット制度を活用し、ひとり親世帯を対象とした助成事業を平成30年度よりモデル事業として取り組んでいる。
		・住宅確保要配慮者への公平かつ適正な公的住宅の供給 入居者募集 年 2 回	860,052	【緊急見直し対象事業】 ・指定管理者と連携し、募集による住宅供給を推進するとともに、入居者の使用権継承制度等の管理を適正に行い、入居希望者の利用機会の公平性を確保する。 (見直し内容) 区営住宅高額所得者審査会の開催(休止)
		・公的住宅の維持管理 ・区営住宅等における居住者の公平性の確保及び債権管理の適正化		・建物保全及び居住者の修繕要望への対応等 50団地1,508戸 ・使用料等の滞納者に対し丁寧な相談等を行うとともに、電話・文書・訪問等による催告を行い、高額滞納者に対し訴訟や強制執行等を行う。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法										
	<p>公的住宅改築工事 (住宅管理課)</p>	<p>・ 豪徳寺アパート 1 号棟の改築工事</p>	<p>千円 331,370</p>	<p>・ 都営住宅の移管により、新たに区営住宅の拡充を図る。 (新設住戸)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高齢単身用</td> <td style="text-align: right;">26戸</td> </tr> <tr> <td>障害単身用</td> <td style="text-align: right;">6戸</td> </tr> <tr> <td>障害世帯用</td> <td style="text-align: right;">1戸</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯用</td> <td style="text-align: right;">5戸</td> </tr> </table>	高齢単身用	26戸	障害単身用	6戸	障害世帯用	1戸	子育て世帯用	5戸		
高齢単身用	26戸													
障害単身用	6戸													
障害世帯用	1戸													
子育て世帯用	5戸													
	<p>公的住宅改修工事 (住宅管理課)</p>	<p>・ 公営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事等の実施</p>	<p>408,833</p>	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>・ 国の補助金を活用し、予防保全型の維持管理及び改修工事等を計画的に行い、長寿命化によるコスト縮減を図る。</p> <p>(実施予定工事)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>エレベータ更新工事</td> <td style="text-align: right;">2 団地</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td style="text-align: right;">2 団地</td> </tr> <tr> <td>水道管直結</td> <td style="text-align: right;">1 団地</td> </tr> <tr> <td>配水管更新</td> <td style="text-align: right;">1 団地</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー化工事</td> <td style="text-align: right;">1 住戸</td> </tr> </table> <p>(見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区営住宅外壁改修工事（上祖師谷1-2）（延期） ・ 水道管直結化工事（千歳台1 36）（延期） 	エレベータ更新工事	2 団地	外壁改修工事	2 団地	水道管直結	1 団地	配水管更新	1 団地	バリアフリー化工事	1 住戸
エレベータ更新工事	2 団地													
外壁改修工事	2 団地													
水道管直結	1 団地													
配水管更新	1 団地													
バリアフリー化工事	1 住戸													

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>豊かなコミュニティ活動の 発展と住民自治の推進 * 地区街づくりの推進 （都市計画課） （各街づくり課）</p>	<p>区民の積極的かつ主体的な まちづくりを支援し、住民参 加のもとで地域住民の合意を 形成する。 地域のまちづくりのルール であり、各地域のまちづくり 方針となる「地区街づくり計 画」及び「地区計画」を策定 することにより、地域特性に 応じた魅力ある街づくりを推 進する。</p>	89,251	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地区街づくり計画」及び「地区計画」（以 下「地区計画等」という。）の策定に向けた 区民主体の取り組みを支援する。 ・既に策定した「地区計画等」についても、 地区の変化を踏まえて必要な変更を行う。 ・計画の策定に向けた基礎調査、必要に 応じて地区住民等へのアンケート調査や説明 会、意見交換会を実施する。 <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等策定に係る業務委託（一部延 期） <p>[地区計画等策定検討地区]</p> <p>太子堂五丁目・若林二丁目地区、代田地 区、放射 2 3 号線沿道地区、下高井戸駅 周辺地区、明大前駅北東側地区、補助 2 6 号線沿道地区、補助 2 1 6 号線（大蔵 期）沿道地区、外環道東名ジャンクシ ョン周辺地区、祖師谷二丁目周辺地区、 北烏山二・三丁目地区、千歳烏山駅周辺 地区、上祖師谷二丁目補助 5 4 号線沿道 地区（合計 1 2 地区）</p> <p>[地区計画等変更検討地区]</p> <p>上用賀一丁目地区ほか（合計 1 1 地区）</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	土地区画整理 （市街地整備課）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により、道路などの都市基盤の整った、災害に強く良好な環境を備えた市街地整備を図る。 ・関係機関及び関係所管課と連携し、新規地区の掘り起こしに積極的に取り組む。 	千円 2,433 -	[昨年度までに策定した区域] 地区街づくり計画103地区 約2,248.93ha 地区計画71地区 約1,330.64ha 沿道地区計画16地区 約97.30ha 防災街区整備地区計画3地区 約118.80ha 【緊急見直し対象事業】 ・事業化優先エリア設定調査（平成29年度）で抽出した事業化候補地の中から、過年度に選定した想定事業モデル7箇所の検討結果をもとに、JAや街づくり課と連携しながら地権者へ働きかけを行う。 ・引き続き、事業化候補地について、想定事業モデル検討調査を行う。 （見直し内容） ・想定事業モデル検討調査委託（規模縮小） ・JAや総合支所街づくり課等との意見交換を継続し、情報共有のもと、新規地区の掘り起こしを行う。 ・平成30年11月に認可した祖師谷六丁目土地区画整理事業は、令和2年4月に事業完了の手続きを行う。 ・事業化相談地区については、引き続き積極的に支援していく。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ユニバーサルデザインのまちづくり （都市デザイン課） （各街づくり課）	ユニバーサルデザイン推進計画（第 2 期）を推進する。 ユニバーサルデザイン推進条例のもと、生活環境の整備を進める。 本庁舎公共サインのユニバーサルデザインを、配慮を要する方の意見を取り入れ進める。	千円 10,815	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境にするため、「ユニバーサルデザイン推進計画（第 2 期）後期」に基づき施策・事業に取り組む。</p> <p>また、全ての施策・事業についてスパイラルアップ（点検・評価・改善）を行い、事業の効果的な運用に取り組む。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校出張講座区民等講師派遣（中止） ・ 都市デザインフォーラムの開催（中止） <p>ユニバーサルデザイン推進条例及びバリアフリー建築条例により、建築物、道路などの公共的施設や集合住宅等の生活環境の整備を誘導する。</p> <p>本庁舎公共サインをユニバーサルデザインで整備するために、工夫やアイデアを、配慮を要する方の意見を取り入れ検討していく。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>区立施設のユニバーサルデザインを推進する。</p> <p>小規模店舗等のユニバーサルデザインを推進する。</p> <p>ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取組みを進める。</p> <p>ユニバーサルデザインフォントの普及・活用を推進する。</p>	千円	<p>区立施設の新築時等に、ユニバーサルデザインアドバイザーを交えた検討会を開催し、検討結果を設計に反映していく。</p> <p>新築店舗については、ユニバーサルデザイン推進条例の届出による誘導を図り、既存店舗については、改善を促す啓発を図りつつ、所有者が行う改修工事費用の一部を助成する。また、商店や商店街等を対象としたベンチの設置費用の助成を行う。</p> <p>まちなかの座れる場所やトイレ等、気軽に出歩きたくなるまちの情報発信に取り組み、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。</p> <p>「だれにとっても見やすく読みやすい」文書や刊行物の作成に向けた取組みとして、ユニバーサルデザインフォントの活用について区民の意見を聴取すると共に、官民連携協定による庁内試行を継続し、活用を推進する。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	建築行政関連事務 （建築調整課・建築審査課）	<p>ユニバーサルデザインの普及啓発を進める。</p> <p>ユニバーサルデザインに取り組む人々を増やす。</p> <p>建築確認事務等 建築確認申請事務や事前相談等による指導、届出を通し、適正な建築の誘導を進める。</p>	5,454	<p>【緊急見直し対象事業】 専門家の協力のもとに普及啓発を行うツールとして、「世田谷UDスタイル」等を作成し、配布する。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による育成講座の開催（中止） ・区民参加ワークショップ（中止） ・チラシ印刷（規模縮小） <p>【緊急見直し対象事業】 ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期の全施策・事業を、ユニバーサルデザインに取り組む区民や大学との連携を深め、協働による取組みを継続していく。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市デザイン研修（中止） ・小学校出張講座（規模縮小） <p>令和元年度実績件数（令和2年4月6日現在） 建築基準法に基づく建築確認等に伴う、審査、検査、相談・指導。 建築確認件数 1 3 2 件 （建築設備・工作物・計画通知含） 建築相談件数 8 , 8 4 4 件</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>指定確認検査機関指導事務 指定確認検査機関に対する監督を進め、適正な建築確認指導を図る。</p> <p>長期優良住宅認定事務 耐震性、省エネルギー対策、劣化対策等が施された良質な住宅の建築を誘導する。</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定事務 建築物のエネルギー使用の効率性等が低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合することを促す。</p>	千円	<p>指定確認検査機関に対する指導監督、連絡調整、敷地照会への回答。 道路敷地照会件数 3,182件 確認報告等件数 8,208件</p> <p>長期優良住宅の普及の促進のため認定申請等に伴う審査・認定及び相談・指導。 相談指導件数 1,747件 申請件数 774件</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物新築等計画認定申請に伴う審査・認定及び相談・指導。 相談指導件数 163件 申請件数 171件</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法								
		<p>建築物省エネルギー法による届出事務、認定事務及び適合性判定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のエネルギー使用の効率性等が建築物エネルギー消費性能基準及び水準に適合することを促す ・ 建築物エネルギー消費性能基準に適合することの必要性について、事前相談等による指導を通し、適切な申請の誘導を進める。 		<p>建築物省エネルギー法による届出、認定及び適合性判定に伴う審査・認定及び相談・指導。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>相談件数</td> <td style="text-align: right;">2 0 1 件</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td style="text-align: right;">3 1 3 件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td style="text-align: right;">0 件</td> </tr> <tr> <td>適合性判定件数</td> <td style="text-align: right;">0 件</td> </tr> </table>	相談件数	2 0 1 件	届出件数	3 1 3 件	認定件数	0 件	適合性判定件数	0 件
相談件数	2 0 1 件											
届出件数	3 1 3 件											
認定件数	0 件											
適合性判定件数	0 件											
	<p>基本計画分野別政策に基づく取組み * 魅力ある風景づくりの推進 (都市デザイン課) (各街づくり課)</p>	<p>風景づくり計画(平成27年3月改定)に基づき風景づくりを推進する。</p>	14,773	<p>【緊急見直し対象事業】 世田谷らしい風景づくりを推進するため、風景づくり計画(平成27年3月改定)の各施策の総合的かつ効果的な運用に取り組む。</p> <p>(見直し内容) ・ 風景づくり委員会の開催(規模縮小)</p>								

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成に向けた基礎調査を行う。</p> <p>界わい形成地区の指定に向けた取組みを進め、区域や風景づくりの方針・基準を検討する。</p>		<p>【緊急見直し対象事業】 風景づくりのガイドライン（公共施設編）作成の検討にあたって、区内公共施設（公園等）の基礎調査を行う。</p> <p>（見直し内容） ・調査項目（規模縮小）</p> <p>【緊急見直し対象事業】 奥沢1～3丁目において、界わい形成地区の区域や風景づくりの方針・基準について、地域住民や関係者の合意形成を図りながら検討を進める。</p> <p>（見直し内容） ・ワークショップの開催（休止）等</p>

令和2年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>区民・事業者・行政の協働により風景づくりを総合的かつ計画的に進め、区民一人ひとりが愛着と誇りを持てる魅力ある街並みを形成する。</p> <p>公共サインの整備・管理に係る調整を進める。</p>		<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民が主体となって進める地域風景資産や界わい宣言などの風景づくり活動の支援や、冊子の発行、風景づくり交流会の実施などを通じて普及啓発を行う。 ・建設行為等の届出や屋外広告物の協議の際に、事前調整会議等を通じ、せたがや風景デザイナーによる風景づくりに関する指導、助言を行い、事業者の風景づくりへの配慮や理解を促していく。 <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発イベントの開催（休止） ・風景PRESSの発行（規模縮小） ・風景マップの印刷（規模縮小） ・風景づくり交流会等の開催（規模縮小） <p>公共サインの適正管理のため、台帳管理や点検を管理所管と連携して行う。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	行政経営改革の取組み うままちプロジェクト （馬事公苑界わい魅力向上の取組み） （都市デザイン課）	東京2020大会会場周辺の魅力向上に向けた取組みを進める。	千円 401	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>会場周辺の魅力向上への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「馬事公苑界わいまちの魅力向上構想」に記載されている39の取組みを関係所管と連携して進める。 ・プレイスメイキングやまちの美化活動など、地元と協働しながら実施する東京2020大会の気運醸成への取り組みを継続する。 ・関係所管と連携し、東京2020大会に向け馬事公苑界わい及び大蔵運動場周辺サイン整備を進める。 <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬事公苑界わい美化活動（休止）

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>基本計画分野別政策に基づく取組み * 魅力あるにぎわいの拠点づくり</p> <p>三軒茶屋駅周辺地区街づくりの推進【新規】 （市街地整備課） （世田谷街づくり課）</p>	<p>三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針に基づき、三軒茶屋駅周辺街づくりを進めることにより、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進する。</p> <p>・基本計画策定 区民、事業者、関係団体との連携による、広域生活・文化拠点にふさわしい魅力ある安全安心なまちづくりを推進する「(仮称)三茶のミライ(基本計画)」(以下、「三茶のミライ」という。)の素案をとりまとめる。 また、区民・事業者等と連携したまちづくり推進に向け、プラットフォーム構築に取り組む。</p>	24,984	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度開催した区民、事業者等が参加した「まちづくり会議」での成果等を踏まえ、「(仮称)三茶のミライ(基本計画)」素案をとりまとめるとともに、他の事例調査や地区関係者へのヒアリング等により、様々な主体と連携したプラットフォームの構築に向けた検討について、有識者等で構成する「まちづくり検討委員会」及び庁内の「まちづくり戦略会議」において、引き続き取組みを進める。 ・まちづくりの気運醸成に向け、「まちづくり会議」の活動を継続し、まちづくりの検討状況や取組みについて周知、情報発信できるPRコーナーを設置する。 <p>(見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三軒茶屋駅周辺まちづくり推進支援業務委託(その2)(業務の一部延期)

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	三軒茶屋駅周辺地区市街地再開発 (市街地整備課)	三軒茶屋二丁目地区における民間主体の市街地再開事業を支援、指導し、事業化の誘導に取り組む。	千円 4,930	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三軒茶屋二丁目地区市街地再開準備組合が進める関係権利者の合意形成や、街づくりの取組みに関する情報発信、事業計画作成等に向けた取組みの支援、助言及び指導を行うとともに、合意形成の進捗に応じて、都市整備方針や三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針等との整合を図りながら、関連する都市計画について検討を行う。 <p>(見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三軒茶屋二丁目地区都市計画手続き支援業務(業務の一部延期)

防災街づくり担当部

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>安全で災害に強いまちづくり</p> <p>* 木造住宅密集地域の解消 （防災街づくり課） （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課）</p>	<p>密集事業 木造住宅密集地域において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを推進する。</p> <p>目標数値は、各総合支所にて記載</p>	<p>1,060,356 （うち執行委任） 1,054,754</p>	<p>防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路、公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の建替え費用助成などにより、建築物の不燃化を推進する。</p> <p>【密集事業実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太子堂・三宿地区 ・ 世田谷・若林地区 ・ 区役所北部地区 ・ 上馬・野沢地区 ・ 太子堂四丁目地区 ・ 北沢三・四丁目地区 ・ 北沢五丁目・大原一丁目地区 ・ 豪徳寺駅周辺地区

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>都市防災不燃化促進事業 広域避難場所（国土舘大学 一帯）周辺地区において、建 築物の不燃化を推進すること により、避難場所を含む周辺 地区の安全を確保する。</p> <p>地区防災不燃化促進事業 不燃化特区内の防災生活道 路の整備と当該道路沿道建築 物の不燃化を加速する。 （令和2年度まで）</p>	千円	<p>広域避難場所（国土舘大学一帯）周辺地区 の外周 1 2 0 m の区域において、国の社会 資本整備総合交付金（（都市防災総合推進事 業（都市防災不燃化促進事業））及び東京都 都市防災不燃化促進事業補助金を活用し、 老朽木造建築物の建替え等の費用助成によ り、建築物の不燃化を推進する。</p> <p>【都市防災不燃化促進事業実施地区】 ・国土舘大学一帯周辺地区</p> <p>不燃化特区内の特定の防災生活道路沿道 で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金 を活用し、「道路拡幅に協力すること」を要 件として、老朽木造建築物の建替えを行う 場合に、建替え工事費用の一部を助成す ることで、道路の整備と沿道建築物の不燃化 を推進する。</p> <p>【地区防災不燃化促進事業実施地区】 ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	* 建築物の耐震化の促進 （防災街づくり課）	<p>不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を推進し、令和2年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p> <p>令和3年度以降の次期不燃化特区制度へのエントリーについて、選定作業を進める。</p>	526,241	<p>不燃化特区地区において、東京都不燃化特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を推進する。</p> <p>また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談による支援を行う。</p> <p>令和3年度以降の不燃化特区制度の取組み継続について、不燃領域率70%を達成していない地区の事業評価を行い、次期不燃化特区制度へのエントリーに向け各総合支所と連携し、地区の選定作業を進める。</p> <p>【不燃化特区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太子堂・三宿地区 ・ 区役所周辺地区 ・ 北沢三・四丁目地区 ・ 太子堂・若林地区 ・ 北沢五丁目・大原一丁目地区 <p>「世田谷区耐震改修促進計画」(平成28～令和2年度)に基づき、住宅の耐震化率95%の実現に向けて、普及啓発とともに、耐震支援制度の整備・充実を図り、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する。また、次期計画（令和3～7年度）の改定に向け検討を進める。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p style="text-align: center;">耐震相談 2,000件</p> <p>木造住宅 耐震診断 100件 耐震改修等 20件 除却助成 30件 簡易改修 1件 補強設計 3件</p> <p>非木造建築物等 耐震診断 17件 補強設計 7件 耐震改修 2件</p>	千円	<p>耐震支援制度の概要 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた建築物を対象に、耐震診断、補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成する（～）。また、家具転倒防止器具取付支援など安全性の向上に資する事業を行う（～）。</p> <p>耐震相談 窓口及び電話での相談・案内のほか、出張所等での出張相談会開催及び地区防災訓練などの機会を捉えて、普及・啓発活動を行う。</p> <p>木造住宅 ・耐震診断は無料で耐震診断士を派遣する。 ・耐震改修等は上限100万円に、30万円を上乗せした助成(身体障害者等は50万円)を今年度まで実施するとともに、次年度以降の対応も検討する。 ・除却助成は上限50万円。 ・1階のみの簡易改修は上限80万円。 ・補強設計は上限30万円。</p> <p>非木造建築物等 鉄筋コンクリート造、鉄骨造など木造以外建物が対象。建物用途及び規模、沿道など条件により補助率及び助成上限額が異なる助成を行っている。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		特定沿道建築物 補強設計 5件 改修 7件 家具転倒防止器具取付 250件 耐震シェルター等設置 5件 耐震改修アドバイザー派遣 20回 { 分譲マンション 10回 特定沿道建築物 10回	千円	特定沿道建築物 特定緊急輸送道路沿道建築物で一定の高さ以上の建物は、引き続き重点的に耐震化を促進する。 助成制度は、期間を今年度末までとしているが、延長も踏まえ助成制度の在り方について検討する。 家具転倒防止器具取付支援 高齢者、障害者等が住む住宅を対象に、技術者を派遣し、器具代金を含め上限 2 万円までの取付支援を行う。 耐震シェルター等設置支援 高齢者、障害者等で一定の条件に合う申請者が住む旧耐震基準の木造住宅の1階に設置する場合が対象。上限は30万円としているが、身体障害者等には30万円を上乗せした助成を今年度まで実施している。あわせて、次年度以降の対応も検討する。 耐震改修アドバイザー派遣 耐震診断及び耐震改修に関するアドバイスを分譲マンション管理組合、特定沿道建築物所有者に行う。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		木造住宅訪問相談 訪問相談 120件 簡易設計 70件		木造住宅訪問相談 区の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要となる木造住宅の所有者に対し、改修に関するアドバイスや簡易設計を行う。
	* 狭あい道路拡幅整備の促進 (建築安全課)	幅員 4 m 未満である狭あい道路の拡幅整備 拡幅整備 約5,300m (内連続的整備 約200m)	766,404	主として建築物の新築・増改築等の機会を捉え、建築基準法第 4 2 条第 2 項等に基づき後退した用地を道路として整備し、幅員 4 m の道路を着実に整備する。事業を円滑に推進するため、一定の条件の下に助成金(工作物等の撤去等)及び奨励金(隅切り用地等の寄附)を交付する。 また、連続的整備を推進するため、対象地の近隣にも働きかけ、建替えがない敷地も拡幅整備に協力が得られるよう助成制度等を活用して、効果的・効率的な工事に努める。
	がけ・擁壁等防災対策 (防災街づくり課)	がけ・擁壁等防災対策方針に基づき、がけや擁壁の崩壊による土砂災害に備え、ハード・ソフト両面の様々な防災対策を推進し、区民の生命及び財産を守ることを目的とする。	21,839	- 1 住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物の土砂災害のための改修にかかる費用の一部を補助する。 - 2 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅の移転費用の一部を補助する。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

防災街づくり担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>「ブロック塀等撤去工事助成制度」を実施することにより、所有者によるコンクリートブロック塀等の安全対策促進の一助とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> - 3 擁壁改修専門家派遣 高さ 2 m を超えるがけ及び擁壁の改修工事を検討している区民に「擁壁改修の専門家」を派遣し、改修方法及び概算工事費を提案する。 - 4 擁壁改修等補助金 通学路に面する建築基準法に適合しない構造や安全上問題のある擁壁（高さ 2 m 以上）の改修等及び傾斜が 30 度を超える自然がけに擁壁（高さ 2 m 以上）を新設するのに要する工事費の一部を補助する。 ブロック塀等撤去工事助成事業 避難路（建築基準法上の道路、通学路など）に面して設置された、高さ 0.8 m を超えるブロック塀等の除却にかかる工事費の一部を助成する。

令和2年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	2年度事業（目標）	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>空家等の対策 （建築安全課） （総合支所地域振興課）</p>	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「建築基準法」、「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」に基づき管理不全な空家等の対策を推進し、良好な生活環境の保全を図る。</p>	<p>千円 18,995</p>	<p>【緊急見直し対象事業】 著しく管理不全な空家等について、行政代執行という最終的な手段も視野に入れながら、解決に向けた取組みを推進する。</p> <p>居住等がなされていない空家等の状況を調査し、適切な管理に向けて啓発を図るとともに、管理不全なものについては、法、条例に基づき、所有者等に改善要請を行い、状態の改善や不動産市場への流通等につなげる。</p> <p>平成30年10月に策定した「世田谷区空家等対策計画」に基づき5つの施策「情報収集」「発生抑制」「適切な管理・流通」「利活用」「管理不全な空家等の対策」を着実に進める。</p> <p>居住者がいる著しく保安上危険な建築物等について、法令等に基づき所有者等に改善要請を行い、状況を改善させる。</p> <p>（見直し内容） ・行政代執行予定案件解消（休止） ・空家等所有者等現地訪問調査の新規取組み等（延期）</p>

令和2年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>建築安全関連事務 (建築安全課)</p> <p>駅周辺街づくりの推進 (防災街づくり課) (世田谷街づくり課) (砧街づくり課)</p>	<p>違反建築物を防止するために定期的なパトロール・通報による建築現場の調査を迅速かつ的確に実施し、建築物の安全性を確保する。</p> <p>建設リサイクル法の届出により、適正な分別解体工事の実施など施工業者への指導啓発を図る。</p> <p>小田急線連続立体交差事業を契機とする駅周辺地区街づくり 千歳船橋駅周辺地区、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区において、交通結節機能の強化や快適な歩行空間の確保、防災性の向上や商業・業務機能の活性化を促進し、駅を中心とした街づくりを推進する。</p>	<p>千円 260</p> <p>27,961 (うち執行委任) 27,937</p>	<p>違反建築物を予防するための調査及び是正指導事務を行う。 令和元年度実績件数 現場調査件数 2,147件 行政指導建築物件数 24件</p> <p>建設リサイクル法に基づく届出書の受付、現場調査及び指導を行い、啓発を図る。 令和元年度実績件数 届出件数 2,056件</p> <p>【緊急見直し対象事業】 千歳船橋駅周辺、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区において、社会資本整備総合交付金((住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型))を活用し、地区街づくり計画に基づく駅前広場、区画道路、公園等の整備を進める。</p> <p>(見直し内容) ・東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域指定支援業務委託(延期)</p>

みどり33推進担当部

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現 * 世田谷らしいみどりの保全・創出</p> <p style="text-align: center;">（みどり政策課） （都市計画課）</p> <p style="text-align: center;">（みどり政策課） （公園緑地課） （街づくり課）</p>	<p>「世田谷みどり 3 3」実現に向けて、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランに基づき区民・事業者と区の協働により、事業を推進する。</p> <p>・ 民有地のみどりの保全 （緑地の保全制度の活用） 民有地の緑地を保全するため、都市緑地法、都市計画法に基づく制度の活用を進める。</p> <p>・ 民有地のみどりの保全 （樹木・樹林地の管理支援） 国分寺崖線などにある民有地のみどりを区民とともに育むため、樹木・樹林地の管理支援や啓発事業に取り組む。</p>	210,914	<p>・ 市民緑地事業を実施するみどり法人との連携による市民緑地制度を活用推進</p> <p>・ 市民緑地認定制度の活用に向けての周知</p> <p>・ 国分寺崖線保全啓発</p> <p>・ 崖線マップの小学校配付による国分寺崖線の周知及び理解促進</p> <p>・ 樹木・樹林地の保全</p> <p>・ 樹木の移植助成</p> <p>・ 樹木樹林地保全ボランティアの活用</p> <p>・ 選定した「名木百選」の区民周知</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>(みどり政策課) (都市計画課) (都市農業課) (公園緑地課)</p> <p>(みどり政策課) (公園緑地課) (関係各課)</p>	<p>・農業公園の都市計画決定 世田谷区農地保全方針に 基づき、農地保全重点地区 の農地保全の取り組みを進 める。</p> <p>・区民参加の植樹など、みど りに関するイベントや講習 会の開催 イベントや講習会の実施 等により、みどりや生物多 様性への関心を深め、みど りを守り、増やす気運を高 める。</p>	千円	<p>・都市計画決定 1 か所 北烏山農業公園</p> <p>・農業公園の都市計画決定に向けての調整・ 検討 1 か所 上祖師谷農業公園</p> <p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>・生きものつながる世田谷プランわかりやす い版、生きもの緑化ガイドブックによる生 物多様性の普及啓発</p> <p>・まちの生きものしらべの実施</p> <p>・ちょこっと空間づくり講習会の開催</p> <p>・みどりの出前講座の実施</p> <p>・生きもの会議の開催</p> <p>・落ち葉ひろいりレーの実施</p> <p>・庭木の手入れ講習会の開催</p> <p>・カレープロジェクトの開催</p> <p>・せたがやガーデニングフェアの開催</p> <p>(見直し内容)</p> <p>・せたがやガーデニングフェアの開催(休止)</p> <p>・植樹祭の開催(休止)</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	（公園緑地課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業公園におけるイベントや講習会の開催 都市農地の理解を深めることができるよう農とふれあえる販わいの創出を進める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験イベント、野菜づくり講習会、教育団体への農業・食育体験事業の実施 喜多見農業公園 瀬田農業公園分園 次大夫堀公園里山農園
	（みどり政策課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化助成 緑化助成制度により民有地の緑化を促進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面の緑化を助成 ・ 事業用等駐車場緑化助成
	（みどり政策課） （街づくり課） （公園緑地課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地のみどりづくり 都市緑地法に基づく緑化地域制度とみどりの基本条例を併せて運用し、建築時の緑化を推進する。 1 坪程度の小さなみどりづくり運動を展開し、みどりの街づくりを推進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化地域制度等に基づく緑化の推進 ・ 維持管理状況巡回確認指導の実施 ・ ひとつぼみどりづくりの周知 ・ みどりと花いっぱい協定による区民参加の花づくり・緑化活動を推進
	（みどり政策課） （公共・公益施設整備所管課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの公共・公益施設づくり みどりの街づくりをリードする公共・公益施設づくりを進める。 		<ul style="list-style-type: none"> みどりの公共・公益施設づくりを推進 ・ みどりのカーテン資材配布 ・ みどりに関する研修の実施

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	（みどり政策課）	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境の維持・増進 循環型の都市の形成を図り、水と土を守り育てるために、地下水・湧水の保全を促進する。 	51,143	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水・湧水調査 ・宙水保全啓発 ・成城みつ池緑地整備方針改定検討 ・烏山弁天池特別保護区保全方針検討委託（その 3） <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別保護区保護管理委託の深沢八丁目無原罪浚渫（延期）
	<p>安全で災害に強いまちづくり</p> <p>* 公園・緑地の計画的な整備</p> <p style="text-align: center;">（みどり政策課） （公園緑地課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> みどりの創出・保全、生物多様性、コミュニティー・憩い・スポーツ・災害時の広場機能を持つ公園・緑地の整備、再生を区民と協働して計画的に推進する。 公園・緑地の用地取得 「世田谷区みどりの基本計画」に定める公園配置方針図と公園整備目標量の実現をめざして、都市計画決定及び計画的な公園・緑地の用地取得を進める。 	3,528,777 （農業公園都市計画決定382千円除く）	<p>都市計画決定 2 か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成城みつ池緑地 ・北烏山農業公園（再掲） <p>公園用地買収 5 か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉川野毛町公園（第 2 期） ・等々力溪谷公園 ・次大夫堀公園 ・岡本わきみず緑地 ・岡本いこいのもり緑地

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	（公園緑地課）	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」に基づき、効率的かつ計画的に大規模公園の改修を推進する。 	344,351	大規模公園改修 2 か所 <ul style="list-style-type: none"> ・こどものひろば公園第 2 期改修工事 ・きたみふれあい広場設備改修
	（公園緑地課）	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・身近な広場改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」に基づき、効率的かつ計画的に公園・身近な広場の改修を推進するとともに、区民の健康増進のため、健康器具の設置を行う。 	265,501 (繰越事業費 78,021千円 含む)	【緊急見直し対象事業】 公園・身近な広場改修 5 か所 <ul style="list-style-type: none"> ・上馬北公園改修工事 ・アメンボ広場改修工事 [繰越事業] <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵運動公園内特殊地下壕第 3 期対策工事 ・給田西公園改修工事 ・兵庫島公園災害復旧工事 (見直し内容) <ul style="list-style-type: none"> ・アメンボ広場改修工事(延期)
	（公園緑地課）	施設の調査点検に基づく予防保全型の管理・更新の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設健全度調査 (定期点検) ・トイレの洋便器化 	37,585	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具・がけ等の対象施設の健全度調査に基づく予防保全型の管理を実施 ・公園トイレ便器の洋式化 9 基

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>行政経営改革の取組み</p> <p>* 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進 （みどり政策課） （公園緑地課）</p> <p>* クラウドファンディングの活用 （みどり政策課） （公園緑地課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園灯のLED化 ・更なる効率化の取組み ・公園緑道での健康増進 <p>世田谷区みどりのトラスト基金への寄附や公園緑地用地等の寄附制度のPRを様々な機会を通じて行うことなどにより、寄附文化の広がりに努める。</p>	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・公園灯のLED化の取組み 134個 ・設計方針に基づく設計工事の効率化 ・住民参加による維持管理作業等の検討 ・健康器具設置 10基 <p>関係各課と協働して寄附をPRし、寄附文化の醸成</p> <p>寄附制度のPRと周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区みどりのトラスト基金 ・公園緑地用地の寄附受入制度 ・寄附ベンチ (令和元年度実績) ・世田谷区みどりのトラスト基金の寄附受入 81件 2,391,498円 ・寄附ベンチ事業 1基 ・世田谷公園展示SL塗装 クラウドファンディングの実施

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>* 公園を活用した税外収入の確保 （公園緑地課）</p>	<p>公園や園内施設等を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な公園での常設施設誘致に関する可能性を検討 新設 2 公園 ・移動販売車誘致の取組みとして、実施の継続（5 公園）及びその他の公園へ拡充検討 ・新たな税外収入の取組みを検討（世田谷公園ミニ S L ネーミングライツの実施へ向けた検討） <p>（令和元年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車誘致 1 公園 ・移動販売車誘致（社会実験）4 公園

道路・交通計画部

土

木

部

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>【河川・水路整備】</p> <p>河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙川河床整正 ・ 丸子川転落防止柵塗替 <p>水路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷戸川護岸改修・張出歩道整備 	千円 197,650	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>河川・水路の排水機能を維持・向上させ、洪水時における水害の防止を図るとともに、親水機能の充実を図り、安全で快適な区民生活を確保する。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備（規模縮小）1 箇所
	<p>* 道路ネットワークの計画的な整備</p> <p style="padding-left: 20px;">（工事第一課）</p> <p style="padding-left: 20px;">（工事第二課）</p>	<p>【主要な生活道路築造】</p> <p>仮整備</p> <p style="text-align: right;">面積 約7,310m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要130号線 ・ 下北沢駅前広場（世区街10号線（その1,2）） ・ 補助154号線 ・ 補助54号線 ・ 千歳通り ・ 補助49号線 ・ 補助216号線 ・ 補助217号線 外 <p>測量、設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下北沢駅前広場（世区街10号線（仮整備）） ・ 補助217号線 外 	305,017	<p>【緊急見直し対象事業】</p> <p>「せたがや道づくりプラン」で定めた優先的に整備すべき路線について、区民の理解と協力を得ながら、計画的、効率的に道路整備を進める。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮整備（規模縮小）6 箇所

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>【地先道路築造】 築造工事 延長約 240m 面積約3,850㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北沢駅前広場 ・世田谷代田駅前広場 ・上祖師谷2-15～14先 ・大蔵区画道路（大蔵5-15先）外 <p>仮整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域地区計画 ・東鉄9付4号線 ・茶沢通り拡幅 ・下北沢駅北口駅前通り ・北烏山4-35先 ・大蔵地区計画 ・玉川三丁目地区主要区画道路 外 <p>測量、設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東鉄9付5号線 ・八幡山3-39先 ・大蔵地区計画 外 	<p>千円 331,101</p>	<p>【緊急見直し対象事業】 「せたがや道づくりプラン」等に基づき、地域の特性に応じた整備手法によって、住民の理解と協力を得ながら、道路を効率的に整備する。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築造工事（延期）1箇所 ・測量、設計等（規模縮小）3箇所

令和2年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
新規	水防対策 (土木計画調整課) (豪雨対策・下水道整備課) (工事第一課) (工事第二課)	【水防対策】 ・令和元年台風第19号による浸水被害の検証 ・風向風速計の増設(1基 3基) ・停電時用蓄電池の配備 ・土のう備蓄数の強化 外 令和元年度からの繰越明許 ・排水ポンプ車の導入 ・土のうステーションの増基 54基(令和元年度当初) 70基 ・多摩川専用土のう倉庫の設置 ・救命ボートの導入 外	千円 88,715 (繰越明許費 67,166千円含 む)	令和元年台風第19号に伴う浸水被害の発生メカニズム等について、検証委員会において検証し、今後発生する大雨による被害の軽減等を図っていく。 また、水防態勢を強化するため、排水ポンプ車の導入、多摩川専用土のう倉庫の設置、土のうステーションの増基等を行っていく。
	歩きやすい道路環境の整備 (工事第一課) (工事第二課)	【歩道整備】 歩道新設改良工事 延長 約620m 面積 約7,110㎡ ・千歳通り (桜丘2-25~5-17) ・希望丘通り(改良) (船橋7-17~4-29先) ・等々力通り(改良) (上野毛1-17~中町2-33先) 外	306,540	だれもが安心して歩ける歩行者空間を確保するため、歩車道の分離を進め、安全で快適な歩道の整備(新設・改良)を推進する。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現 エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備 （土木計画調整課） （工事第一課） （工事第二課）</p>	<p>測量、設計等 ・世田谷4-16～14先 ・梅丘通り （代沢4-40～32先）外</p> <p>【街路灯LED化】 ・481灯（大型水銀灯） ・1711灯（蛍光灯）</p>	<p>千円</p> <p>327,858</p>	<p>街路灯による消費電力の縮減を図るため、耐用年数を迎えた大型水銀灯、蛍光灯の灯具更新にあわせて、LED化を進める。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画分野別政策に基づく取組み * 無電柱化の推進 （土木計画調整課） （工事第一課） （工事第二課）	【無電柱化整備】 整備工事 ・ 成城2-32 事業委託により整備 ・ 梅丘通り（NTT） ・ 世田谷区役所通り ・ 祖師ヶ谷大蔵駅前広場 外 測量、設計等 ・ 世田谷区役所通り ・ 下北沢駅前広場（世区街10号線） ・ 松原大山通り ・ 千歳通り ・ 成城学園駅前 ・ 祖師ヶ谷大蔵駅前広場 ・ 補助217号線 ・ 鞍橋通り	千円 325,527	「世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画（令和元年度～令和5年度）」に基づき、電線共同溝の整備による無電柱化を推進する。

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>* 連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり （工事第一課）</p>	<p>【上部利用計画等施設整備】 築造工事 面積 約2,400m² 駅前広場整備 ・世田谷代田 ・東北沢駅前広場 ・下北沢駅前広場（世区街10号線）(仮整備)</p> <p>測量、設計等 ・下北沢駅前広場（世区街10号線）(仮整備、無電柱化)</p> <p>【京王線関連】 側道築造工事 延長 約 100m 面積 約 500m² ・付属街路16号(桜上水5) 外</p> <p>測量、設計等 ・付替道路F（給田2）外</p>	<p>（道路・交通 計画部から 執行委任）</p>	<p>小田急線上部利用計画区域内において、駅前広場、上部通路等の公共施設を一体的に整備する。また、小田急線の連続立体交差事業により、交差道路を整備する。</p> <p>京王線の連続立体交差事業に伴い、側道を整備する。</p>

令和 2 年 度 主 要 事 務 事 業

土木部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業（目標）	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	公共施設等総合管理計画に基づく取組み * 舗装更新計画に基づく取組み （工事第一課） （工事第二課）	【路面改良】 路面改良工事（暫分解除く） 面積 約21,965㎡ ・ 上馬4-39～35先 ・ 尾山台3-29～27先 外 路面改良工事（暫分解消） 面積 約3,430㎡ ・ 桜上水4-2～3-25先 外 測量、設計等 ・ 駒沢2 ・ 等々力5-22～31先 外	1,087,955	【緊急見直し対象事業】 区道の舗装について、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、予防保全型管理への転換などに取組み、計画的かつ効率的な維持更新を進める。 （見直し内容） ・ 路面改良工事（延期）5 路線 ・ 路面改良工事（規模縮小）1 路線 ・ 測量、設計等（延期）2 件 ・ 測量、設計等（規模縮小）1 件

